

春の行政相談週間

5月19日～25日

国の行政機関をはじめ、独立行政法人、都道府県、市町村（国の仕事の関係）などの仕事に対する苦情や要望、問い合わせを受け、問題の解決を促進し、より良い行政を目指す…これが行政相談制度です。

行政相談委員は、法律に基づき総務大臣から委嘱を受けた民間の有識者で、行政に対する苦情や要望を住民から聞いて解決をしていく、もつとも身近な相談相手です。

町では、この行政相談と人権相談、法律相談をあわせて「住民相談」として、次のとおり窓口を設けています。どうぞお気軽にご相談ください。

なお、相談は、予約制になっていきますので、事前に電話で予約してからおいでください。

日時 毎月第1・3木曜日
(祝日の場合は翌週)
午後1時～5時

場所 役場1階住民相談室
総務課
(内線404・405)

相談員 (敬称略)

〈行政相談委員〉

- 大谷み代子 三芳町大字藤久保880番地49
- 大野タマリ 三芳町大字北永井867番地25
- 鷹野峰子 三芳町大字藤久保158番地2

○伊東藏衛 三芳町大字上富1388番地3

〈弁護士〉

- 小川修弁護士 川越市新富町1丁目18番6号
- 平岡直也弁護士 富士見市大字鶴馬2605番地10えり美ビル

特設人権相談所を開設します

「6月1日は、人権擁護委員の日です」

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として各市町村において人権擁護委員による人権相談所を開設して、皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせております。

三芳町では6月1日の「人権擁護委員の日」にあわせて次のとおり特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が、みなさんからの人権にかかわる困りごとや悩みの相談をお受けします。

日時 5月30日(金)、午後1時～午後4時 (予約制)

場所 三芳町役場1階 住民相談室

相談員 人権擁護委員
問い合わせ 総務課(内線404)

三芳町・ふじみ野市共同開催 要約筆記奉仕員養成講習会

参加者募集のお知らせ

耳の聞こえない人や聞こえづらい人が、どのように情報を得ているかご存知ですか？

手話によるコミュニケーションはよく知られていますが、すべての人が手話を使えるものではありません。

●要約筆記とは…
話している内容を要約し文字として書き記し相手に伝えること。特に聴覚障がい者に話の内容を伝える手段の一つで速記とは異なります。

除く

*この他に1日だけ日曜日午後の講義があります。

【会場】

ふじみ野市大井総合福祉センター1、三芳町総合体育館、三芳町立藤久保公民館

※詳しくは募集要領をご覧ください。

【募集人員】

15名

【受講資格】

三芳町、ふじみ野市在住・在勤の方

【受講料】

無料。

【申込方法】

5月1日から各公民館、健康福祉課で配布する募集要領をご覧ください。

また、町のホームページにも掲載します。

【申込締切】

5月19日(月)

【問い合わせ】

健康福祉課 (内線173～175)
FAX 274-1105

講習会開催概要 (基礎課程、応用課程全28回)

【開催日時】

6月3日(火)～12月9日(火)
毎週火曜日の午前10時～12時
※8月12日(火)、9月23日(火)は



さまざまな動きをお知らせします。

善意の寄附を あひがひにむかいました

町と社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立たせていただきます。ありがとうございます。

- ▽二万円／三月三日 三芳町老人クラブ連合会
- ▽六万円／三月六日 高橋昌巳
- ▽一五〇〇円／三月七日 逢野喜一三

(敬称略)

社会福祉協議会 健康福祉課

5月は「赤十字運動月間」です

日本赤十字社は、毎年5月を「赤十字運動月間」と定め、世界赤十字デーキャンペーンや赤十字社員増強運動を展開してまいります。

赤十字ボランティア活動等様々な活動は、赤十字の理念や活動にご賛同いただいた「社員」からの社費や寄付金によって実施されております。

運動期間中は、町内会・自治会等のご協力により「社員」への加入と、活動資金納入のお願いのため、ご家庭を訪問させていただきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ
日本赤十字社埼玉支部三芳町分区分 健康福祉課(内線172)

工事予定一覧表

工事名	完成予定	備考
町道幹線21号線配水管布設工事(その3)	平成20年8月29日	上富3区地内 工事延長距離342.3m
竹間沢・大井・勝瀬通り線配水管布設工事(その1)	平成20年8月29日	藤久保6区地内 工事延長距離306.1m
町道幹線84・170号線配水管切廻し工事(その3)	平成20年9月30日	藤久保4区地内 工事延長距離84.6m

国民健康保険からお知らせ

人間ドック・脳ドック受診補助対象者が拡大されました

被保険者の方の疾病の早期発見と予防を目的として実施しております人間ドック・脳ドック検査料の一部補助事業について、補助対象者の要件を平成20年度から次のとおり変更いたしましたので、この機会に受診され健康管理にお役立ていただくようお願いいたします。

【平成20年度からの補助対象者】

- ①三芳町国民健康保険の被保険者である人。
- ②検診日当日の満年齢が30歳以上の人。
- ③国民健康保険税が申込日において納期到来分まで完納されている人。

●受診方法

- ①所沢市市民医療センターの場合
・所沢市市民医療センターへ予約をする。→国民健康保険証を持って、住民課国保年金係に申込みをする。→補助金受検者証を受領し、受診してください。
- ②その他の医療機関の場合
・医療機関へ予約をする。→国民健康保険証を持って、住民課国保年金係に申込みをする。→補助金交付申請書兼証明書を受領し、検診後、検査料の支払

いをする。→補助金交付申請書に証明を受けるか又は領収書を添付し、住民課国保年金係に提出する。→役場から、後日申請時に指定された口座に補助金を振り込みます。

●補助限度額

補助金は、1人につき年1回(4月から3月の間)までで、検査料の2/3の金額で2万5千円が限度となります。

※40歳以上の方が人間ドックを受診された場合、平成20年度から新たに特定健診・保健指導がスタートしましたので、所沢市市民医療センター以外の医療機関で受診された人は、特定健診項目の結果を住民課国保年金係に提出していただくことになりました。

問い合わせ

住民課国保年金係 (内線153～156)